

東ト協 第3回 常任理事会

東京都トラック協会(浅井隆会長)は12月4日、全日本トラック総合会館で平成30年度第3回常任理事会を開催し、31年度の「トラックフェスタ」開催方針案について審議し、実施体制などを一部見直した上で開催することを承認した。開催日程は、今年度より約1週間前倒して来年9月14・15日、会場は今年度と同じ渋谷区・代々木公園で開催する予定。来年度の方針案は、12月13日に開催する今年度第4回理事会に諮った上で、正式決定する。

トラックフェスタ 開催案承認 31年度

来年9月14・15日予定

常任理事会では冒頭、浅井会長があいさつし、改めて「会員重視の協会、会員のための協会の実現に取り組んでいきたい」と述べ、協会運営への協力を要請した。この後、議事としてまず来年度のトラックフェスタ開催案について、今年度フェスタ(9月22・23日)の開催結果などを報告した上で審議。

今年度の開催結果については、フェスタ実行プロジェクトリーダーの森本勝也副会長(運輸安全委員長)が「2万人を超える来場者があり、成功裡に開催できた」と総括。引き続き、同プロジェクトのワーキンググループリーダーの中村克敏氏(運輸安全副委員長)が実施報告書をはじめ、来場者および各支部や職員へのアンケート結果について説明し、了承した。来場者アンケート結果(回答108件)では、「満足」が88.9%と高く、「やや満足」を含め、すべてが満足との回答だった。一方、支部などへのアンケート結果では、会場内の出展配置や準備期間などの問題が指摘され、費用助成に対する要望も出された。



今年度の開催結果について、浅井会長があいさつし、改めて「会員重視の協会、会員のための協会の実現に取り組んでいきたい」と述べ、協会運営への協力を要請した。

こうした今年度の開催結果を踏まえ、来年度の「トラックフェスタ T O K Y O 2019」開催案を承認した。会場は今年度と同じ代々木公園だが、同公園のイベント広場と野外ステージに加え、ケヤキ並木エリアも使用して開催する予定。実施体制については一部見直しを行い、開催費用などを抑えながら、中堅イベント会社を起用して実施する方針。同日は、このほか、東京都の31年度予算に関する小池百合子知事による要望ヒアリング(11月13日)について報告し、働き方改革と労働力不足対策への支援策や、オリピック開催時の物流対策を中心に要望したことなどを説明した。また、竣工後35年を経

過した東ト協総合会館の、外壁などの補修工事について報告した。なお、議事に関連してトラックフェスタの開催費用、および都への要望事項のうち、緊急輸送支援システム整備への対応などに関する質疑が行われた。

紙・パルプ物流 生産性向上へ懇談会

国土交通省と厚生労働省は12月6日、「紙・パルプ(洋紙・板紙分野)物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」の初会合を開催し、今後、改善策などを検討することにした。両省は平成28・29年度に、関係行政と連携して「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置し、パイロット事業(実証実験)を実施するなど改善に取り組んできた。ただ、物流の効率化・生産性向上を図るためには、個々の輸送品目ごと抱える課題や特性に応じた改善策を講じる必要がある。このため、30年度では個別の品目ごとに取り組むこととし、昨年実施した荷待ち時間に關するサンプル調査結果などを踏まえ、まず最も荷待ち時間が多い、加工食品物流の改善に向けた懇談会を設置した。今回、これに続き、同様に荷待ち時間が多い紙・パルプ物流の改善策を検討する懇談会を設置した。サンプル調査結果によれば、輸送品目別の荷待ち時間は、加工食品、建築・建設用金属製品に次いで、紙・パルプが3番目に多い状況。このため、日本製紙連合会・日本洋紙代理店会連合会各物流委員会など荷主業界とトラック運送業界を交えた懇談会を設置し、特に洋紙・板紙分野の物流について、サプライチェーン全体の改善策を検討することにした。

年末年始の業務

- 東ト協本部事務局
▽年末12月28日(金)午後5時まで
▽年始1月4日(金)正午まで、7日(月)から通常業務
●東ト協カードロッカー
▽年末12月29日(土)まで通常営業(30日(日)・31日(月)は工事のため休業)
▽年始1月4日(金)から通常営業

新標準約款に基づき 速やかに所要手続きを

関東運輸局は11月に、標準貨物自動車運送約款の改正に伴う所要の手続きを行っていない事業者が少なくない状況にある。このため、未手続きの事業者に対して、「重要なお知らせ」として速やかに手続きを行うよう促す通知を送付するとともに、この「重要なお知らせ」を同局ホームページに掲載し、適切に対応するよう求めている。

紙・パルプ物流 生産性向上へ懇談会

国土交通省では、トラック運賃・料金の適正収受方策として、標準約款を改正し、昨年11月4日に施行した。既に施行後に

事業法改正案が成立

臨時国会(臨時)第197回国会(臨時)に提出されていた「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」が、12月4日の衆議院本会議に続き、同日参議院本会議で可決され、成立した。

標準的な運賃設定へ 荷主の配慮義務新設

これにより、規制の適正化や荷主対策の強化とともに、自動車運送業務への時間外労働・上限規制適用までの時限措置(2023年度末まで)として、標準的な運賃の告示制度が導入される。時間外労働・上限規制への対応を求められる

中、運転者不足で物流が滞ることがないようにするために、緊急に運輸者の労働条件を改善する必要があるとして、改正されたものだ。主な改正内容は、規制の適正化措置として、欠格期間を5年に延長するとともに、許可基準について適切な計画・能力を有することを要件として明確化。また運送約款の認可基準に、原則として度末までの時限措置として、荷主が事業者の法令違反の原因行為をしていない疑いがある場合、国交大臣が要請・勧告などを行う規定を新設した。さらに、時限措置として、国交大臣が標準的な運賃を定める制度を導入。運転者の労働条件の改善や健全な事業運営などのため、適正な原価と利潤を基準として、運輸審議会に諮った上で、標準的な運賃を定めることができる」と規定した。

また、トラック運送事業者が遵守すべき事項として、輸送の安全に係る義務を明確化するとともに、事業の適確な遂行のための遵守義務(社会保険料の納付など)を新設。一方、事業者の努力だけでは法令遵守の徹底などが困難なため、荷主に對し、事業者の法令遵守への配慮義務を新たに設けた。また、2023年度末までの時限措置として、自由民主党トラック輸送振興議員連盟が、同じ与党の公明党や野党とも協議して改正案を取りまとめ、議員立法により改正の運びとなった。

未実施の事業者へ「重要なお知らせ」

国土交通省では、トラック運賃・料金の適正収受方策として、標準約款を改正し、昨年11月4日に施行した。既に施行後に

「重要なお知らせ」で使用する場合、①新標準約款を主たる事務所の他営業所に掲示する、②運賃・料金の変更届出を行う―必要があると通知。特に新標準約

款に基づき、運賃と「待機時間料」「積込料」「取卸料」などの料金を別建てで収受するためには、その手続きを行う必要があるとして対応を促している。具体的には、運賃・料金の変更届出を行っていない場合、報告義務違反の処分の対象となる場合があるとして注意を促している。東ト協では未手続きの事業者が少なくない実情を踏まえ、物流政策委員会の運賃・料金適正化検討小委員会が、新標準約款への適切な対応を求める案内チラシを作成し、機関紙「東京都トラック時報」(既報11月25日号)に同封して配布。所要の手続きを行うよう呼びかけている。

「重要なお知らせ」で使用する場合、①新標準約款を主たる事務所の他営業所に掲示する、②運賃・料金の変更届出を行う―必要があると通知。特に新標準約

紙・パルプ物流 生産性向上へ懇談会

国土交通省と厚生労働省は12月6日、「紙・パルプ(洋紙・板紙分野)物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」の初会合を開催し、今後、改善策などを検討することにした。

両省は平成28・29年度に、関係行政と連携して「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置し、パイロット事業(実証実験)を実施するなど改善に取り組んできた。

このため、日本製紙連合会・日本洋紙代理店会連合会各物流委員会など荷主業界とトラック運送業界を交えた懇談会を設置し、特に洋紙・板紙分野の物流について、サプライチェーン全体の改善策を検討することにした。

古紙パルプ含有率80%再生紙を使用

改正省エネ法 12月1日施行

連携した取り組み推進 荷主の範囲見直し拡大

政府は11月27日、「エネルギーの使用の合理化事業者制度」を創設した。等に関する法律の一部を改正する法律(改正省エネ法、今年6月13日公布)の施行期日を定める政令

をはじめ、関係法令などを閣議決定した。これにより、改正省エネ法は12月1日施行された。改正法では、複数の事業者による一体的な連携した省エネの取り組みを推進するため、「連携省エネルギー計画の認定

以上であることなど。また改正法附則第2条により、荷主の範囲を見直したことに伴い、新たに荷主に位置付けられた事業者の貨物輸送量に関する届出規定について、その適用日を定める政令を閣議決定。2020年4月1日から適用することにした。

あわせて改正法施行に伴い、同法第3条に基づく基本方針の改定を閣議決定。省エネに取り組みべき荷主の範囲を見直したことに伴い、荷主が講ずべき取り組みを定め、また、新たに規定された「準荷主」が講ずべき取り組みとして、貨物の受け取りを行う日時や場所について適切に指示することなどを定めた。

まず「輸送事業者に係る届出等に関する省令」の改正により、従来、特定貨物輸送事業者(保有車両200台以上など)に毎年度の提出を義務付けていた中長期計画について、取り組みの優良事業者を対象として、その提出頻度を軽減した。

新設の「認定管理統括貨物輸送事業者」(認定を受けた企業グループの親会社などが一括して定期報告などを行う)の制度(計画の認定を受けた事業者が、連携した取り組みによる省エネ量を参加事業者間で分配して報告することを認める)が新設されたことにより、その申請手続きなどを定めるとともに、同計画作成のための指針(目標や措置の内容、実施期間など)を制定した。

国土地交通省は12月1日、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令」など

まず「輸送事業者に係る届出等に関する省令」の改正により、従来、特定貨物輸送事業者(保有車両200台以上など)に毎年度の提出を義務付けていた中長期計画について、取り組みの優良事業者を対象として、その提出頻度を軽減した。

新設の「認定管理統括貨物輸送事業者」(認定を受けた企業グループの親会社などが一括して定期報告などを行う)の制度(計画の認定を受けた事業者が、連携した取り組みによる省エネ量を参加事業者間で分配して報告することを認める)が新設されたことにより、その申請手続きなどを定めるとともに、同計画作成のための指針(目標や措置の内容、実施期間など)を制定した。

また、「貨物輸送連携(目標や措置の内容、実施期間など)を制定した。省エネルギー計画」の認定

下請取引の適正化 親事業者・団体に要請

経産省
公正取引



経済産業省と公正取引委員会は11月27日、下請取引の適正化について、経産大臣と公正委員長の連名により、親事業者(約21万社)と関係事業者団体(約1000団体)に対して要請した。

中小企業の業況は、緩やかな改善基調にあるものの、一服感が見られ、原材料価格の上昇や人手不足への懸念などにより、取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあるため、改めて下請取引の適正化を要請した。

具体的には、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守(適切な取引価格の決定や事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うことなど)をはじめ、金融繁忙期における下請事業者の資金繰りへの配慮、働き

具体的には、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守(適切な取引価格の決定や事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うことなど)をはじめ、金融繁忙期における下請事業者の資金繰りへの配慮、働き

具体的には、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守(適切な取引価格の決定や事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うことなど)をはじめ、金融繁忙期における下請事業者の資金繰りへの配慮、働き

具体的には、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守(適切な取引価格の決定や事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うことなど)をはじめ、金融繁忙期における下請事業者の資金繰りへの配慮、働き

具体的には、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守(適切な取引価格の決定や事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うことなど)をはじめ、金融繁忙期における下請事業者の資金繰りへの配慮、働き

具体的には、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守(適切な取引価格の決定や事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うことなど)をはじめ、金融繁忙期における下請事業者の資金繰りへの配慮、働き

具体的には、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守(適切な取引価格の決定や事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うことなど)をはじめ、金融繁忙期における下請事業者の資金繰りへの配慮、働き

具体的には、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守(適切な取引価格の決定や事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うことなど)をはじめ、金融繁忙期における下請事業者の資金繰りへの配慮、働き

具体的には、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守(適切な取引価格の決定や事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うことなど)をはじめ、金融繁忙期における下請事業者の資金繰りへの配慮、働き

具体的には、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守(適切な取引価格の決定や事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うことなど)をはじめ、金融繁忙期における下請事業者の資金繰りへの配慮、働き

具体的には、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守(適切な取引価格の決定や事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うことなど)をはじめ、金融繁忙期における下請事業者の資金繰りへの配慮、働き

具体的には、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守(適切な取引価格の決定や事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うことなど)をはじめ、金融繁忙期における下請事業者の資金繰りへの配慮、働き

共同物流など促進へ 研究会設け施策検討

国交省

国土地交通省総合政策局は11月22日、第1回「共同物流等の促進に向けた研究会」を開催し、今後、官民で進めるべき施策の方向性などについて検討することにした。

改正物流総合効率化法が施行されて2年を経過したが、この間、同法に基づき輸送網の集約やモーダルシフト、輸配送の共同化事業などの計画を認定し、支援措置などにより取り組みを推進してきた。

ただ、物流分野では労働力不足が一段と顕在化し、深刻な問題になる中

国土地交通省は、有識者をはじめ、物流所管の国交省や経済産業省の委員などで構成。初会合では共同物流などの取り組みをめぐり現状や、今後の検討の進め方などについて審議した。

国土地交通省は12月6日、首都直下地震など大規模災害の発生に備えるため、「ラストマイルにおける円滑な支援助力輸送の実現に向けた調査検討会」の初会合を開催した。

今年度末までに、地方公共団体向けの「災害時ハンドブック」(仮称)などを取りまとめる予定。

ETC 2.0データ活用 新サービス案

19案選定 実用化検討へ

国土地交通省道路局は、このほど、民間企業に公募したETC 2.0データを活用した新サービス19案を選定した。

8月中旬から9月下旬にかけて、新サービス提案の第1次募集を行い、「ETC 2.0データに関する民間企業からの活用サービス案評価委員会」の審議や提案者へのヒアリングを踏まえ、11

国土地交通省道路局は、このほど、民間企業に公募したETC 2.0データを活用した新サービス19案を選定した。

また特定車両プロパデータを用いたサービスとしては、「地域の運送サービス車両の運行管理支援サービス」や「庸車運行管理サービス」など10件。

今後、提案者との調整を進め、実用化に当たっての制度的・技術的な課題を検討し、実証実験や実装を進めていく方針。

天然ガストラックは物流の エネルギーセキュリティ向上と 大気環境改善を実現します。



石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、大半が運行を停止することがありませんでした。天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が高いことが特徴です。さらに天然ガストラックはCO2やNOx、PMなどの排出量が少ないため大気環境改善に貢献しています。



運輸 点描

国土交通省自動車局が、昨年11月に改正標準貨物自動車運送約款を施行して1年余を経過した。トラック運賃・料金の適正収受に向けた方策として、運賃と料金を別建てで収受する新たなルールを導入したものの、業界ではまだ、新標準約款に基づく取り組みが必ずしも進展していないようだ。運賃・料金変更届出など必要の手続きを行っていない事業者が依然、少なくないという。適正収受に向けた事業者の対応が求められている。

新標準約款の効用

関東運輸局は、新標準約款施行後1年を経過した11月に、まだ所要の手続きを行っていない管内の事業者に対して、速やかに手続きを行うよう通知した。あわせて、引き続き、未手続きの場合には年明け以降の監査などにおいて、規定違反が確認されれば、行政処分などを行う旨を通知し、注意喚起した。

行政がこうした通知を發出すること自体、新標準約款への対応状況が必ずしも芳しくないことをうかがわせる。

東京支局管内では、9月中旬時点で所要の手続きを行っていない事業者は、半数を越える程度にとどまっている。その後、この数字はいくらか上昇していると思われるが、依然として未対応の事業者が少なくないようだ。

新標準約款では、運賃と附帯業務の対価である料金を別建てで収受すべきこと、あわせてその各種料金の規定について明確化した。事業者の運賃・料金の収受改善を後押しし、適正収受につながる狙いから、こうした措置を講じたものだ。

その改正の趣旨からして、事業者にとっては歓迎すべき措置といえる。迎すべき措置といえる。

適正収受へアプローチを 事業者の取り組みが前提

運賃・料金の変更届出を行い附帯料金を設定したとしても、それにより、これまで収受できていなかった料金を直ちに収受できるわけではないことが、大きな要因として挙げられる。

設定した料金を収受できるかどうかは、取引先の荷主企業と交渉して、荷主側がそれに理解を示し、認めるかにかかってくる。ただ多くの場合、その交渉は決して容易ではない。そのため「届出をしても」という思いになるからだろう。

しかし、だからと言って、本来は収受すべき料金の設定さえ行っていないのであれば、収受するための手だてを放棄してしまうことになりかねない。

運賃・料金の変更届出を行い附帯料金を設定したとしても、当面は難しくても、今後の交渉次第では収受が可能になるかもしれない。

現に、荷主側から、これまで収受していなかった料金の設定を認めるケースもあると聞く。まだ一部かもしれないが、今回の行政による措置を契機に、より多くの事業者が積極的にアプローチしていけば、こうした動きがさらに広がっていくことが考えられる。

他方、新標準約款に基づき所要の手続きを行わず、放置しておくことは、法令遵守の面でも問題で、手続き規定違反となり、行政処分などの対象となる。

そうなれば、適正収受を後押しするはずの措置が事業経営にプラスになるどころか、逆にマイナスに作用することになりかねない。そのため、適切な対応が求められている。

ところで、臨時国会で、貨物自動車運送事業法改正案が成立し、業界がかねて要望していた標準的な運賃告示制度が導入されることになった。

ただ、この制度が導入されたとしても、それだけで運賃収受の改善が図られ、適正収受が実現するわけではない。新標準約款に基づく措置と同様に、事業者の適正収受に向けた取り組みが行われてこそ、その効力を発揮することになる。

（ライター 山上達三）

東ト協連

WebKITに加入 組合員の利用サポート

東京都トラック運送事業協同組合連合会は、組合員の事業経営に資する新規事業として、求荷求車情報ネットワークWebKIT事業（日本貨物運送協同組合連合会が運営）に加入し、これにより今後、これまで同様に未加入の協同組合や組合員事業者も利用できるようにし、その利用促進を図る方針だ。

東ト協連では加入68組合のうち、WebKITへの加入は10組合のみ。このため、より多くの組合員が利用できる。

利用に当たっては、東ト協連で荷物情報や車両情報の表示および請求書の発行処理などを行う。このため、個別の組合や組合員には事務処理負担がかからないことから、積極的な利用を呼びかけている。

これに伴い、東ト協連では12月7日、BCP（事業継続計画）策定支援セミナーに続き、WebKIT事業に関する説明会を実施した。

情報表示など 連合会で実施

また、輸送需要が高まる時期が変化していることなどを踏まえ、許可の対象期間を見直す。①春期繁忙期（毎年3月10日～31日）、②夏期繁忙期（毎年4月20日～5月6日）、③秋期繁忙期（毎年9月1日～11月30日（現行通り））、④年末繁忙期（毎年11月10日～12月31日）。許可申請を行うことができる期間は、1車両ごとに毎年90日を上限とする。また各期間の許可申請は、平成30年度「自家用燃料供給施設整備助成金」の追加募集（12月28日まで）と同時に行われる。

国土交通省

繁忙期の有償運送 対象期間など改正へ

国土交通省自動車局は、「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（貨物課長通達）の一部改正し、自家用自動車の有償運送許可の運用について、その趣旨を明確化する。対象期間を見直す。①春期繁忙期（毎年3月10日～31日）、②夏期繁忙期（毎年4月20日～5月6日）、③秋期繁忙期（毎年9月1日～11月30日（現行通り））、④年末繁忙期（毎年11月10日～12月31日）。許可申請を行うことができる期間は、1車両ごとに毎年90日を上限とする。また各期間の許可申請は、平成30年度「自家用燃料供給施設整備助成金」の追加募集（12月28日まで）と同時に行われる。

自家用燃料供給施設整備助成金

追加募集 12月28日まで

燃料供給施設整備支援事業助成金（追加募集）は、12月28日まで。助成予算額は1000万円（予算額に達した時点で受付終了）。助成額は、軽油タンクの新設（設置1か所分のみ）は100万円、増設または増設に伴う代替は30万円。

申請は、平成30年度「自家用燃料供給施設整備助成金」の追加募集（12月28日まで）と同時に行われる。

主な助成要件は、今年4月1日から31年2月28日までに各市町村から危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該施設の支払いを完了するもの。助成対象は会員事業者や協同組合、同連合会。なお、今年度および過去に助成を受けている場合は対象外。

東京都トラック協会の会員は、東ト協本部で申請を受け付ける。詳細は東ト協ホームページを参照（書類様式をダウンロード可能）。

▽申し込み・問い合わせ先 東ト協総務部企画課（03-33359625）

WebKIT 運賃指数

求荷求車情報ネットワークWebKITの成約運賃指数によると、11月の指数は131で、前月より2.3%低下したものの、前年同月を9.4%も上回った。11月は131で、前年比9.4%上昇した。

8月以降、成約運賃指数は130を超える状況が続いており、高い水準で推移している。

荷物情報（求車）登録件数は18万9632件で、前年同月比16.3%増加しており、求車需要は引き続き強い状況にある。成約率は12.5%で同0.3%の上昇となった。

東労局

介護休業制度など 内容や手続き周知を

同法の規定により、労働者は①介護休業（対象家族1人につき3回・通算93日まで／介護休業給付は休業前賃金の67%）、②介護休暇（介護や世話のため年5日）を利用できる。

▽問い合わせ先 東労局雇用環境・均等部指導課（03-35121611）

矢崎の デジタコ・ドラレコ バックカメラの映像を録画できます！

詳しくは、今すぐお電話を！

矢崎エナジーシステム 特約販売店 世田谷サービス株式会社

本社 03-5727-1600 (担当・青木)
板橋(営) 03-5916-3557 (担当・倉持)

ホームページ <http://www.setagaya-yss.co.jp>
E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp

東ト協 運輸安全委員会

東京都トラック協会運輸安全委員会(森本勝也委員長)は11月26日、東ト協総合会館で平成30年度第3回委員会を開催し、年末年始の安全確保や事故防止に関して、東京運輸支局や警視庁の担当官から説明を受けた後、今後の「トラックフェスタ」や「ベストドライバーコンテスト」の対応方針などについて了承した。

森本委員長はあいさつで、トラックフェスタ開催などへの協力に感謝の意を示した後、都内の事業用トラック事故の発生状況について、「会員第一当事者の死亡事故は1(統一地方選挙の関係で



年末迎え事故防止を徹底 フェスタ実施方針などを了承

この後、先に開催した副委員長会議の審議結果を報告し、まず今年度ベストドライバーの表彰者変更などを了承。また、「トラックフェスタ TOKYO 2018」実施報告書などについて、フェスタ実行プロジェクト・ワーキンググループリーダーの中村克敏氏(運輸安全副委員長)が説明した。

さらに、今後のトラックフェスタの進め方に関して、中堅イベント会社に実務を委託するなど、実施方法を見直すことを了承した。また児童絵画コンテストは、広報・情報委員会に主管を移管して実施する方針。

一方、ベストドライバーコンテストに関しては来年度以降、本部直轄事業としては行わず、各支部が交通防災事故防止事業として実施する場合、データ収集用のドライブレコーダー貸与やデータ解析費用などの一部助成を行い、サポートすることを了承した。

東ト協 初任運転者特別講習

東ト協は、平成30年度初任運転者特別講習について、今年度最後の第6回講習を本部・多摩会場(三多摩)で実施する。いずれも受講料は無料。

本部会場(東ト協総合会館)では31年2月1・2日(申し込み期間/31年1月7・25日)、多摩会場(三多摩)では31年1月24日(申し込み期間/31年1月7・25日)の2回実施する。講習内容は、初任運転者に対する特別な指導を行うことが義務付けられているので、東ト協が会員事業者に代わり実施しているもの。

ただし、初任講習では実施が義務付けられている指導のうち、座学の教育内容12項目について6時間の講習を行うもので、残りの座学9時間および添乗指導20時間に関しては、各事業者で行う必要がある。

詳細は、東ト協ホームページを参照(トップページ右上から「初任運転者特別講習」で検索、受講申込書・様式をダウンロード可能)。

▽申し込み・問い合わせ先 本部会場/東ト協 運行管理部(☎03・3359・3618、FAX03・3359・4983)、多摩会場/東ト協多摩支部(☎042・524・3469、FAX042・525・1775)

東ト協 第3回 本部集団健診

31年 2月9・10日

31年2月9日(土)	2月10日(日)
① 8時30分～10時	④ 8時30分～10時
② 10時30分～12時	⑤ 10時30分～12時
③ 13時30分～15時30分	

※申し込みは原則、時間帯別とし、①～⑤のいずれかの枠で。定員は各時間帯とも80人

東ト協は平成31年2月9・10日、30年度第3回本部集団健診(定期健康診断)を実施する。運転者の受診促進を図るため、各支部での健診を補完する形で行っている。

▽申し込み・問い合わせ先 東ト協運行管理部 業務課(☎03・3359・6257、FAX03・3359・4983)

女性経営者研修見学会



防災学習センターやトラック展示施設など

東ト協女性部は11月18・19日の2日間、平成30年度の女性経営者研修見学会を実施し、埼玉県にあるトラックメーカーの展示施設などを視察した。

今回の見学会には、女性部の原玲子本部長をはじめ同部の会員事業者、および本部職員を含め計26人が参加。

初日の11月18日に、地震や暴風など災害時の対処方法を体験しながら学ぶ「防災学習センター」や「トラック展示施設」などを視察した。

翌19日には、宇宙航空研究開発機構(JAXA)の地球観測センター(比企郡)に続き、UDトラックスのUDエクスペリエンス・センター(上尾市)を見学。

同社の80年に及ぶ歴史をはじめ、代表車種の大規模トラックや中型・普通トラックのほか、アフターサービスを紹介した展示などを見学した。

過労死・健康起因 事故防止セミナー

東ト協は、全日本トラック協会との共催で11月7日に開催した「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」が好評だったことから、平成31年2月8日に同セミナーを追加開催する。

時間は午後1時30分～4時30分、会場は東ト協総合会館7階大会議室。受講料は無料。

受講対象は会員事業者の経営者や運行管理者など。定員は150人。申し込み期間は31年1月31日まで(定員になり次第、受付終了)。

セミナーでは、業界で多い過労死や健康起因事故の防止対策について、全ト協や陸上貨物運送事業労働災害防止協会、東ト協が協力して実施する。

▽申し込み・問い合わせ先 東ト協運行管理部 業務課(☎03・3359・6257、FAX03・3359・4983)

新会員

- 【板橋支部】 まごころ寝台株式会社 板橋区大和町30の11 ☎03・6912・4070
- 【多摩支部】 株式会社あおさぽーと 東村山市恩多町1の13 ☎042・306・3388
- 【江戸川支部】 株式会社アプロ 江戸川区臨海町3の6の1、TGMビル ☎03・5878・1323
- 【板橋支部】 株式会社三英舎 町田市中町1の19の1 ☎042・286・3011
- 【多摩支部】 株式会社千葉商會 王子市北野町588の2 ☎042・642・8693

協会 日誌

22日 関ト協専務理事連絡会
24日 本部集団健診(25日)

日程ボード

11月16～30日	12月16～31日
16日 グリーン・エコプロジェクトセミナー	17日(月) 13時 総務委員会正副委員長会議(東ト協総合会館) 14時 環境委員会正副委員長会議(同) 14時30分 環境委員会(同) 15時 40分 グリーン・エコプロジェクトトランシーセミナー
18日 女性部女性経営者研修見学会(19日)	19日(火) 17時 物流専門紙記者懇談会(東ト協総合会館)
19日 東ト協チャリティゴルフ大会	20日(水) 14時 正副委員長(第一ホテル東京) 15時 支部長会(同)
20日 食糧専門部会・粉委員会	21日(木) 14時30分 支部事務局事業研修会(東ト協総合会館) 15時45分 同事務局長会議(同)
21日 紙・パルプ専門部会 日本製紙連合会物流委員会・東京洋紙代理店会物流委員会との合同研修会	28日(金) 仕事納め
22日 鉄鋼専門部会安全環境委員会 青年部青年経営者研修会	
23日 東京都市事業調査	
24日 東ト協専務理事連絡会	
25日 本部集団健診(26日)	
26日 事務局部長会 交通表彰章「緑十字銅章」伝達式 フェスタ実行プロジェクト会議 原価計算活用セミナー 運輸安全委員会	
27日 組織整備特別委員会	
28日 組織整備特別委員会	
29日 鉄鋼専門部会安全環境委員会 青年部青年経営者研修会	
30日 東京都市事業調査	



30年度 交通栄誉章 「緑十字銅章」伝達式

東ト協

村上氏ら4氏が受章

東京都トラック協会は11月26日、千代田区のグランドアーク半蔵門で、平成30年度の交通栄誉章「緑十字銅章」伝達式を開催し、浅井隆会長が、受章4氏に対して表彰状や緑十字銅章を伝達した。今年度の受章者は村上雅英(三つ葉運輸・豊島区)と、地域でも活躍している村上氏ら4氏(支部長、吉本商一(八千代運輸・足立支部長)、笠原史久(NTSロジ・多摩支支部副支部長)、内田發子(内田運送・女性部副部長)の各氏。伝達式でありつつに立つ浅井会長は、「トラック業界の交通事故防止に尽力し、地域でも活躍している」と述べた。

同日は、警視庁交通部の金子賢司管理官や、東京都交通安全協会の吉田公己常務理事が来賓出席。代表して金子管理官が祝辞に立ち、「豊富な経験と実績を生かし、交通事故のさらなる減少と、運送事業に携わる方々の交通安全意識の普及浸透に力添えをお願いする」と協力を求めた。この後、受章者を代表して豊島支部・村上支部長が謝辞を述べ、「業界はもとより地域においても、引き続き交通安全活動に尽力していきたい」と述べた。

原価計算活用セミナー

協全ト東

標準約款改正を契機に 適正収受へ荷主交渉を

東ト協は全日本トラック協会との共催で11月26日、東ト協総合会館で平成30年度「原価計算活用セミナー」標準貨物自動車運送約款の対応をテーマに開催し、講師の日本PMIコンサルティング・小坂真弘代表取締役が、原価計算の方法などを説明するとともに、改正標準約款への対応について、実践的な事例を紹介した。



原価計算の基礎、実践・活用の3部構成で行われ、講師の小坂氏はまず基礎編として原価計算の基本演習や原価計算シートの活用方法などを説明した。続いて、実践編では運行ルート単位・取引先単位の原価計算の演習を行うとともに、算出した原価などをもとに改正標準約款への対応について、活用するとの見方を示し、実際に即した原価計算を行い、運賃動向などを踏まえながら、荷主との交渉を進めるべきとした。さらに、業界が直面する労働力不足や働き方改革に対応するためには、運賃・料金の値上げが必要となるため、荷主側の理解を得やすい状況にあると指摘し、取り組みを求めた。また交渉の仕方についてもアドバイスし、毎年値上げ交渉を行うより、最初に目標水準を設定し、複数年かけて段階的に値上げする方法が効果的であると説明した。

紙・パルプ専門部会 荷主業界と合同研修会

東ト協



東ト協紙・パルプ専門部会(上野正人部会長)は11月21日、東ト協総合会館で、日本製紙連合会・東京洋紙代理店各物流委員会との、平成30年度合同研修会を開催した。冒頭、主催者を代表して東ト協の上野部会長があいさつし、大きな課題となつている「労働時間短縮や労働力不足の問題について、業界全体で真剣に考えなければならぬ」と述べた。

研修会では、日通総合研究所の大島弘明取締役が「トラック運送業界の現状と諸課題について」と題して講演。輸送の効率化や生産性向上への取り組み方について解説し、まず現場の見える化を進め、具体的な改善策を検討・実施する必要があるとした。具体的には①手持ち時間の改善削減、②手荷役の改善削減、③輸送シス

テムの変更など、④運賃・料金見える化と適正収受に向けた荷主企業との取引関係の改善―に関する取組事例を紹介しながら説明した。この後、関東運輸局自動車交通部の飯塚正芳貨物課長が「トラック運送業界における働き方改革と行政の取組等について」と題して講演。トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会で実施したパイロット事業の取り組み事例や、新たに策定した「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」に関して解説した。

東ト協 エコプロ2018 展 GEP実績などPR



東ト協は12月6日(8日)の3日間、江東区の東京ビッグサイトで開催された第20回「エコプロ2018」SDGs時代の環境と社会、そして未来へ」にブース出展し、グリーン・エコプロジェクト(「GEP」)の活動内容や成果などをPRした。出展ブースでは、GEPについて「環境にやさしく、安全なエコドライブを確実に実行する活動」と説明したパネルを掲出し、CO2削減量や交通事故減少率などの成果を紹介した。また、GEPが制度構築に貢献した東京都「貨物輸送評価制度」の概要

述べて、その上で、円滑な事業継承を期すための対応をめぐり意見交換。「先代社長と今後の会社について、腹を割って話す機会が必要」なことや、「株を継承する(させられる)場合には前もって準備をしなければならぬ」と、さらに「経営環境が大きく変化する中で、会社自体が変わっていかねばならない」といったことが提起された。パネルディスカッションに続き、青年部の元本部長・笠原史久氏が、勤怠管理の重要性をテーマに講話した。

東ト協 青年経営者研修会

東ト協青年部(岩田享也本部長)は11月29日、東ト協総合会館で平成30年度青年経営者研修会を開催し、「私たちの事業継承第2弾」事業継承経験者と継承前の人たちの架け橋」と題して、パネルディスカッションを行った。

冒頭、岩田氏は「事業継承は、先代との意思疎通が非常に重要」と述べた。また、既に事業継承している川島健太郎(アイ・エス運輸)・彦田敬輔(彦新)・出島康佑(安立運輸)・渥美明哲(渥美運輸)・齋藤敦士(サイショウ・エク

スプレス)の5氏を迎えて実施。まず、既に事業継承している川島・彦田・出島各氏がそれぞれ、継承後に一番苦労した問題や継承前に知りたかったこと、社風の変化の必要性などについて話し、自らの体験やエピソードなどを交えて紹介した。一方、事業継承前の佐藤・渥美・齋藤各氏がそれぞれの置かれた状況を踏まえ、事業を継承するに当たっての疑問や意見を

事業継承 テーマに 先代との意思疎通 会社変革が必要に

冒頭、岩田氏は「事業継承は、先代との意思疎通が非常に重要」と述べた。また、既に事業継承している川島健太郎(アイ・エス運輸)・彦田敬輔(彦新)・出島康佑(安立運輸)・渥美明哲(渥美運輸)・齋藤敦士(サイショウ・エク



継承するに当たっての疑問や意見を述べ、その上で、円滑な事業継承を期すための対応をめぐり意見交換。「先代社長と今後の会社について、腹を割って話す機会が必要」なことや、「株を継承する(させられる)場合には前もって準備をしなければならぬ」と、さらに「経営環境が大きく変化する中で、会社自体が変わっていかねばならない」といったことが提起された。パネルディスカッションに続き、青年部の元本部長・笠原史久氏が、勤怠管理の重要性をテーマに講話した。

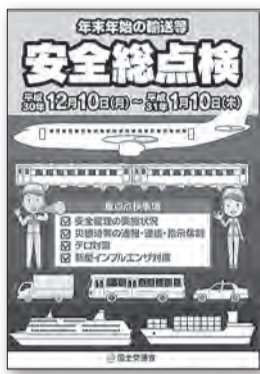
30年度 年末年始の輸送等安全総点検

12月10日~
31年1月10日

国土交通省は、平成30年度「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する。実施期間は12月10日から31年1月10日まで。これに伴い、全日本トラック協会など関係業界団体を実施要綱や計画を通知し、安全確保に万全を期すよう求めた。

同省全体の重点点検事項は、①安全管理の実施状況、②災害発生時など

の通報・連絡指示体制、③テロ対策、④新型インフルエンザ対策。自動車局の実施計画によると、トラック運送事業関係の重点点検事項は①健康管理体制の状況、②運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況、③運転者に飲酒運転や薬物運転などを行わせないための安全対策の実施状況、④車両の日常点検整備、定期点検整備などの実施状況(特に大型自動車の脱輪事故防止対策およびスパアタイヤなどの定期点検実施状況)の4項目。今年度は、大型トラックのタ



健康管理や点検整備 実施状況など重点に

イヤ脱落事故が増加し、スペアタイヤなどについて10月から、3か月ごとの定期点検が義務付けられたことに伴い、その実施状況を重点事項に加えた。

また最近、乗合バス運転者の意識消失による死亡事故が相次いで起きたことを踏まえ、健康管理体制に関する点検を徹底する。

実施に当たっては各事業者に対し、経営トップを総点検最高責任者と

し、事前に十分な計画を定めて行うことなどを指示した上で実施する。

陸運業 死亡災害20%減少 死傷災害は10%増

厚生労働省の10月末累計の労働災害発生状況(速報)によると、陸上貨物運送事業では死亡災害が前年同期より大幅に減少しているが、死傷災害(休業4日以上)は増加傾向にある。

陸運業の死亡者は69人、全産業では、死

労災発生状況 10月末累計

人で前年同期比18人(20.7%)少ない。しかし、死傷者数は1万1881人で同1081人(10.0%)も多い。

死傷災害を事故の型別にみると、多い順に①墜落・転落3278人、②転倒2029人、③動作

の反動・無理な動作1774人、④はさまれ・巻き込まれ1278人。いずれも増加しているが、特に転倒は同437人(27.4%)も多く、その増加が目立つ。

なお、全産業では、死

東労局 年末年始の労災防止 「強調期間」実施中

死亡者が670人で同31人(4.4%)減少しているものの、死傷者数は9万3334人で同6209人(7.1%)増えている。

このため、同局では12月から、平成30年度「年末・年始Safe Work推進強調期間」を実施している。取り組み期間は31年1月31日まで。

業務繁多となる年末・年初期の労災防止の徹底を図るため、各関係団体・事業者に対して、経営トップによる職場のパ

トルールなど、安全気運の向上に向けた取り組みを求めている。

中央防災会議 降積雪期を迎えて 防災態勢の強化を

警察庁交通局長は道路横断中の交通事故防止に向けて、全国一斉に、信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底を求め、「広報啓発 歩行者優先の徹底を」期間(11月22~28日)を実施し、引き続き、その徹底を呼びかけている。

同庁によると、自動車

対歩行者の死亡事故で 断中の交通事故防止に 向けて、全国一斉に、信号 機のない横断歩道にお ける歩行者優先の徹底 を徹底するた

め、「広報啓発 歩行者優先の徹底を」期間(11月22~28日)を実施し、引き続き、その徹底を呼びかけている。

また、横断歩道以外を横

横断中の事故防止へ 歩行者優先の徹底を

警察庁
歩道における歩行者優先の徹底を求める

と、歩行者に對し

断中の事故がその約7割 は、道路横断中の事故件 数約7割を占め、信号 機のない横断歩道にお ける歩行者優先の徹底 を徹底するた

め、「広報啓発 歩行者優先の徹底を」期間(11月22~28日)を実施し、引き続き、その徹底を呼びかけている。

また、横断歩道以外を横

警視庁 年末の渋滞予測

警視庁はこのほど、年末年始(12月15日~31年1月3日)における都内一般道路の交通渋滞予測をまとめた。それによると、都内では年末の平日に渋滞が多く発生するものと予測されている。

区間	渋滞予測
17日(午前8~9時ごろ)	白通上り・三軒寺付近↓西落合1丁目
19日(同)	同・谷原付近↓西落合1丁目
20日(同)	同・谷原付近↓西落合1丁目
21日(午前10~11時ごろ)	環八通り内回り

大切なものを大切に運ぶために
万が一の安心補償と安全推進サポートで

「運ぶ」を支える応援団

明日へ! 未来を守る

Road to the future
—トラックの未来を支えます—
Bright future for every child
—子どもたちの未来を守ります—

●トラックの自動車事故損害賠償と交通事故防止●
関東交通共済協同組合
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-21-20
TEL.03-5337-1750 FAX.03-5337-1765
http://www.kankokyo.or.jp

30年 安全性優良事業所表彰

関連局

東ト協関係 17事業所が受賞



関東運輸局は11月27日、横浜市神奈川区の横浜第二合同庁舎共用第一会議室で、平成30年「安全性優良事業所表彰式」を開催し、管内67事業所を表彰した。東ト協関係は17事業所が受賞。掛江浩一郎局長が、受賞事業所の代表に表彰状を授与した。

表彰対象は、10年以上連続して安全性優良事業所(Gマーク)認定を取っていることに加え、支局長表彰を受けていることなど。

掛江局長は式辞で、受賞事業所の功績をたたえ、同時に、「Gマーク認定の優良事業所の中でも、特に素晴らしい安全実績を上げています。今後とも新しい技術や機器を活用して、さらに安全性を高めていただき、業界全体の安全性の底上げに向けて、他の模範となるリーダーとしての役割を果たしていただきたい」と述べた。

同日は、来賓として神奈川警察本部の西方昭典交通部長、東ト協の浅井隆会長をはじめ、各都県の適正化事業実施機関本部長などが出席した。東ト協関係の受賞事業所は、次の通り。

- 南信貨物自動車東京営業所▽名鉄運輸東京支店▽東京共同ロジテム本社営業所▽小林運送店本社営業所▽ヤマザキ物流町田営業所▽同埼玉第二営業所▽新聞輸送芝浦営業所▽日通トランスポート足立支店▽セイシヨウ本社営業所▽協同運輸本社営業所▽島村運輸倉庫本社営業所▽日本図書輸送東京物流センター▽田中商事東京営業所▽昭和運輸倉庫本社営業所▽鈴鹿貨物本社営業所▽日立物流首都圏佐賀営業所▽第三運輸倉庫本社営業所

東ト協連

第29回 運賃動向調査結果

收受運賃「低い」約8割 値上げは依然厳しい状況

東京都トラック運送事業協同組合連合会はこのほど、第29回「運賃動向調査」結果をまとめた。調査結果をまとめると、希望する運賃アップ率が41日時点で、回答数は167事業者。運賃の收受状況は、希望より「少し低い」が47・3%と最も多く、前回調査(1月31日時点)より5・8%増加(以下、比較は前回調査比)。このように「低い」(28・1%)、結果をまとめると、調査によると、希望する運賃を収受できていない事業者が約8割と多い。また、標準貨物自動車運送約款改正への対応に際しては、既に所要の手

約款改正への対応 8割超手続き済み

東京都トラック運送事業協同組合連合会はこのほど、第29回「運賃動向調査」結果をまとめた。調査結果をまとめると、希望する運賃を収受できていない事業者が約8割と多い。また、標準貨物自動車運送約款改正への対応に際しては、既に所要の手

30年度 エコドライブ活動コンクール

エコドライブ普及推進連絡会と交通エコロジックスペース(東京都)が1・モビリティ財団は11月28日、平成30年度エコドライブシンポジウムを開催し、今年度のエコドライブ活動コンクール

表彰式を行った。古川商事運輸本社営業所(東京都)など4事業所が受賞。また、都内の事業所では竹内運輸工業(事業部門)を受賞した。同日は表彰式の後、国交大臣賞などの取り組み事例の発表が行われた。

国交大臣賞 ☆ ロジパルエクスプレス

同日は表彰式の後、国交大臣賞などの取り組み事例の発表が行われた。

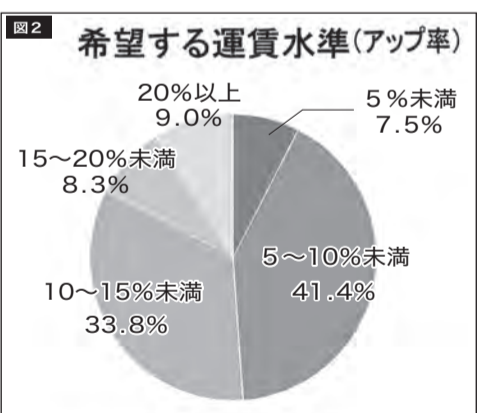
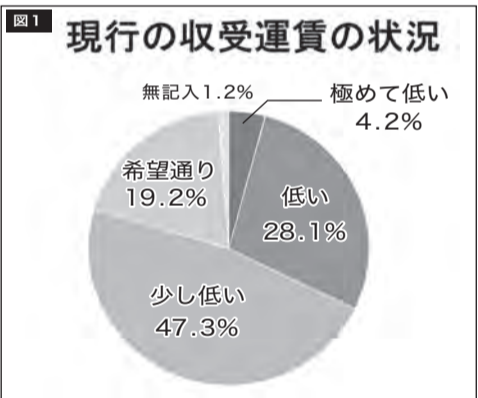
アクセル君



東運支局 整備管理者研修 12月18日に実施

東京運輸支局は12月18日、年内最後となる整備管理者(選任後)研修(トラック対象)を実施する。会場は大田区の区民ホール・アプリコで、研修時間は午後1〜4時。定員は1400人。受講費用は、東京都トラック協会1500円。

▽問い合わせ先 東運支局検査・整備・保安部門保安担当 ☎03・3458・9237



の変化については、「特に変化はない」が71・3%と最も多いが、9・8%減少した。一方「値上げになった」が25・1%で10・5%増加。半年後の見通しに関しては、「特に変わらないと思う」が77・8%で2・8%増加。一方「値上げができるだろう」は15・6%で1・5%減少し、引き続き、收受環境は厳しい状況のようだ。今回は、標準運送約款改正への対応状況について初めて調査。既に「運賃・料金設定届出を提出した」事業者が74・3%(124社)、また「旧運送約款を適用する認可を受けた」事業者が7・2%(12社)あり、合計で81・4%(136社)が所要の手続きを行っている。

運賃・料金届出を行った事業者の交渉状況については、「交渉した」が39・5%(49社)、一方「交渉していない」が42・7%(53社)。また「今後交渉する予定」は16・1%(20社)だった。交渉を行った結果、「値上げできた」が51・0%(25社)と約半数で、「特に変わらない」が34・7%(17社)だった。

最近の荷動きについては、「ほとんど変わらない」が53・3%で最も多い。「活発になつてきた」が26・9%で、これに対して「悪くなつてきている」が15・0%。上向き

日本経済団体連合会は11月に、政策提言「Society5.0」(「とくとく指摘」)をまとめた。特にSociety5.0時代では、eコマースの急拡大やサプライチェーンのグローバル化などが進展し、物流には一層の多様化・高度化が求められる。先端技術を実装することで、物流はそのあり方を大きく変えることになる。また、関係する主体がプラットフォーム上で、調達・生産・輸送・販売の情報をリアルタイムに共有し、あわせてAI(人工知能)を活用して需給予測などを行うことにより、サプライチェーン全体の最適化・調整が図られる。プラットフォーム上では、荷主の輸送ニーズと物流事業者のリソースをマッチングさせる仕

例えば、IoT(情報と物の融合)技術の実装により、物流をリアルタイムで追跡・管理することが可能になる。また、関係する主体がプラットフォーム上で、調達・生産・輸送・販売の情報をリアルタイムに共有し、あわせてAI(人工知能)を活用して需給予測などを行うことにより、サプライチェーン全体の最適化・調整が図られる。プラットフォーム上では、荷主の輸送ニーズと物流事業者のリソースをマッチングさせる仕

「Society5.0」の物流の将来像を示す

欠で、社会インフラとして重要な役割を果たしていくと指摘。ただ、特にSociety5.0時代では、eコマースの急拡大やサプライチェーンのグローバル化などが進展し、物流には一層の多様化・高度化が求められる。先端技術を実装することで、物流はそのあり方を大きく変えることになる。また、関係する主体がプラットフォーム上で、調達・生産・輸送・販売の情報をリアルタイムに共有し、あわせてAI(人工知能)を活用して需給予測などを行うことにより、サプライチェーン全体の最適化・調整が図られる。プラットフォーム上では、荷主の輸送ニーズと物流事業者のリソースをマッチングさせる仕

運行管理者国家試験対策テキスト

【貨物自動車運送事業編】

平成31年3月版

過去の問題の解説と 実践模擬問題

税込価格2,592円

平成30年版(7月刊行)

自動車六法

定価 5,940円(税込)

(株)輸送文研社 <柏林書房>

TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295



伝説の輝く夏

ふたたび

「私は今から半世紀前に『夏』の日本初演、アンダーグラウンド劇場公演にかかわりました。アートシアターの旗手で演劇映画のプロデューサー、葛井欣士郎氏に弟子入りし、アシスタントをしていました。21歳でした」

「(前略)恐いもの知らずの新人が、未知の世界にとび込み、魅力のありつたけを掲げてみせたのが『オンディヌ』の舞台である。それから先、本ものの女優になるかどうか今後のかの女の冒険である。今度の仕事はそのスター・ラインになる。魅力的な、我儘な、気まぐれな才能が女優の次の季節をどうこなすか、楽しみな事である」

余談になるが、後年、雑誌のインタビューで、「加賀さんの代表作は『オンディヌ』ですよ」と念を押された時、彼女は「いえ、『夏』です」と答えた。記者が、どんな芝居ですか、と問うと、「詳しいことは佐藤さんに聞くといいわ」と言ったとか。

「夏」は佐藤さんの中で、お化けのような伝説、一種のトラウマになってしまっていたのだ。しかし、今年、新たに立ち上げた佐藤正隆シアター・カンパニー第一回公演として、「不条理演劇が真つ盛りの当時とは違う、新たな時代を映すオリジナルな『夏』作りに挑戦します」と話す。

「幕を開ければ連日売切れ満員、3か月の大ロングランの興奮した日々が続きました。加賀まりこさんが客席80の小劇場出演という話題と、ニコラ・バタイユ氏の演出が評判を呼び、川端康成氏なども来場されました」

劇団雲などで経験を積み、30歳で独り立ちし、『死と乙女』(1998年度湯浅芳子賞)、『リタの教育』、『スカイライン』(2002年度朝日舞台芸術賞)など、小劇場公演の

あるベンシヨンの庭。人



企画・演出の佐藤正隆さん

当時の加賀まりこさんは、『オンディヌ』で演劇デビューし、大成功を取っていたが、浅利慶太氏は『夏』のパンフレットに、次のような一文を寄せている。



ロマン・ヴェンガルテン作、大間知靖子訳『夏』の舞台稽古から

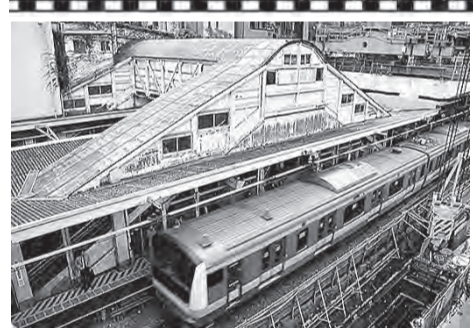


1968年、蛸座の初演パンフレットの写真。加賀まりこさんと山口素さんの「青春1968」(彩流社版より)

『夏』
経堂 同人会アトリエ
世田谷区経堂1-27-9 ☎03-3470-0750、080-3919-2414
観劇料4,000円 学生3,000円

オリンパスOM-D E-M1 Mark II M.zuiko Digital 12-100mm F4

街、駅が変わる



2020年というキーワードで綴られる今日。オリンピック・パラリンピックに向けて、東京が変わろうとしている。とりわけ、公共交通のインフラ整備が加速化し、都心駅を中心とするリニューアルと、街の再生が進められている。



まちかど写真家 筑峯 総太

2020年春を暫定開業とした駅の施設と、新たな都市空間の創出が構想されている。山手線の駅開設は西日暮里駅以来、49年ぶりのことで、JR東日本管内では、さいたま新都心駅以来、20年ぶりとなる。

駅名使用の差し止めを提訴した経緯があり、あまり良い印象ではない。JR東日本は12月4日、新駅名を「高輪ゲートウェイ」と決定し公表した。予想通り、高輪は組み込まれたものの、片仮名を含む駅名となった。最も多かった名前前に再開発名を融合した形だ。

あるインターネットでのアンケートを見ると、2万人に当たる9割が、新駅名を評価していない。山手線では初めての片仮名が混在する新駅名ということ、違和感があるのかもしれない。一方、既存駅の改修も急ピッチで進められている。御茶ノ水駅のリニューアル写真や飯田橋駅ホームの移設など。レトロな跨線橋も消えゆくことになる。オリンピックの開催に、すべてを変えるパワーを感じる。

ポケット

漢字熟語しりとり

「スタート」から中心に向かって、2・3・4文字の漢字熟語のしりとりを完成させましょう。空いたます目に入る文字は、下のリストから選びます。文字はそれぞれ1回しか使えません。ます目を埋めたら、最後の熟語は何でしょう。それが答えです。

スタート

号機	化学	反	師
送	説	書道	
編	会	題	接
地	長	面	跡
産			交
土	関	略	所
			務
	人	新	術
切	念	簿	技
			家
			水
			墨

リスト

応画革間議械記旧
競計係香室手小省
信図走直法名明路

解答

--	--	--	--

応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。
☆インターネットでの応募も可能です。
https://www.totokyo.or.jp/
☆インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報」から「パズル&クイズ解答フォーム」へ。

●宛先
〒160-0004 新宿区四谷3-1-8 (一社)東京都トラック協会 広報部「トラック時報」係

●締め切り
12月末日(正解は1月10日号に掲載)

★11月10日号「漢字のパーツクイズ」の正解は「勤労感謝」でした。

三丁目

日本人は、何事につけ工夫と努力を重ねることで、世界に冠たる民族である、内心自負してはいるが、ちよつとした工夫が「そうだったのか」と思う記事が、読売新聞の『はじまり考』というコラム欄にあった。それは「折り畳み傘」の発明に関する、ちよつとした工夫のことである。折り畳み傘を考案したのはドイツ人のハンス・ハウプトで、ブランド名の「クニルプス」は、折り畳み傘の代名詞にもなっている。1928年、90年前のことになる。これを1954年に、開閉を楽にするスプリング式折り畳み骨を考案し、商品化したのが日本の業者だった、とある。◆今日、折り畳み傘は持ち運びに重宝するので必需品だ。構造がかなり複雑であつても、軽い素材が使われるなど、庶民の必需品として手放せないものとなつている。◆読売の『はじまり考』は、様々な発明品や事象がどう誕生したのか短くまとめられている。長い間の連載もので、これまで多くの品物や事象が取り上げられてきた。小欄ながら、日本人の工夫と知恵が語られていて、興味深いものがある。